

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

持続化給付金申請の受付が今日(5/1)から始まりました！

Q 新型コロナの影響で売上が激減してしまい、非常に厳しい状況ですが、持続化給付金として200万円支給されるニュースを見ましたが、これはどのような内容でしょうか？

解説

持続化給付金とは、感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、支給される給付金です。

1. 概要

給付額	法人は200万円まで、個人事業主は100万円まで。(ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。)
算定式	前年の総売上ー前年同月比▲50%月の売上×12か月
給付対象	資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人・個人事業主等
給付の要件	① ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少 ② 今後も事業を継続する意思があることなど
必要書類	① 前年度の確定申告書の別表一の控え及び事業概況書の控え ② 対象月の月間事業収入がわかるもの ③ 振込先口座の通帳の写し など
申請の流れ	① 持続化給付金のホームページにアクセス ② メールアドレスなど必要事項を入力して仮登録 ③ ID・パスワード・口座情報など入力して本登録 ④ 必要書類を添付してオンラインで申請 ⑤ 通常2週間程度で、給付通知書を発送/登録口座に入金
申請期間	令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

2. 相談ダイヤル

中小企業金融・給付金相談窓口

0570-783183 (平日・休日9:00~19:00)

※コールセンターや申請支援窓口の設置場所など詳細決まり次第公表される予定です。

要するに…

4月30日の夜に補正予算が成立しましたので、いよいよ持続化給付金の受付がスタートです。申請手続きも簡単なので、影響を受けた事業者はすぐに申し込みましょう！